

ふじみ野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、<u>同項第2号及び第3号</u>に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、<u>同項第1号</u>に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p>